

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第2項の規定により、観音寺港琴浪地区港湾隣接地域の指定に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成27年8月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 日時 平成27年8月11日（火曜日）午後1時から
- 2 場所 観音寺市坂本町1丁目1番1号 観音寺市役所302会議室
- 3 指定しようとする地域

(1) 指定地域の範囲

地区名	区 域
琴浪地区	基点第1号から178度03分35秒に引いた線、基点第1号から基点第13号までを順次結んだ線及び基点第13号から358度03分35秒に引いた線と水際線に囲まれた陸域

(2) 基点の位置

第1号	三等三角点琴弾山（北緯34度7分56.2754秒、東経133度38分41.3256秒）から179度25分53秒、691.69メートル、観音寺市西本町2丁目甲2309番62の表示杭
第2号	基点第1号から74度36分04秒、17.48メートル、観音寺市西本町2丁目甲2513番13地先の表示杭
第3号	基点第2号から115度18分07秒、18.36メートル、観音寺市西本町2丁目甲2513番32地先の表示杭
第4号	基点第3号から113度27分45秒、10.10メートル、観音寺市西本町2丁目甲2513番36地先の表示杭
第5号	基点第4号から110度08分24秒、20.55メートル、観音寺市西本町2丁目甲2513番1地先の表示杭
第6号	基点第5号から114度10分22秒、60.13メートル、観音寺市観音寺町字加茂甲2513番37地先の表示杭
第7号	基点第6号から109度30分29秒、39.97メートル、観音寺市観音寺町字加茂甲2513番37地先の表示杭
第8号	基点第7号から101度44分23秒、13.44メートル、観音寺市観音寺町字加茂甲2513番37地先の表示杭
第9号	基点第8号から112度17分52秒、14.55メートル、観音寺市観音寺町字加茂甲2513番37地先の表示杭
第10号	基点第9号から198度36分01秒、65.61メートル、観音寺市南町1丁目甲2251番地先の表示杭
第11号	基点第10号から293度26分11秒、24.75メートル、観音寺市南町1丁目甲2251番地先の表示杭
第12号	基点第11号から287度36分55秒、107.67メートル、観音寺市南町1丁目甲2252番地先の表示杭
第13号	基点第12号から270度50分09秒、32.22メートル、観音寺市三本松町1丁目甲2252番地先の表示杭